

知って得る国民年金

4月から平成27年3月までの国民年金保険料は、月額1万5250円です。国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年段階的に引き上げられる予定です。引上額は、今後の賃金上昇率などで変化します。

問い合わせ先

▽東福岡年金事務所
▽市役所市民課国民年金係

☎092(651)7129

☎(36)1128

平成26年度納付書を4月上旬に送付

日本年金機構(東福岡年金事務所)が4月上旬、平成26年度の「国民年金保険料納付案内書」を発送します。3月時点で国民年金の第1号被保険者(任意加入含む)となっている人が対象です。

4月から就職して、厚生年金・共済組合に加入した場合は、破棄してください。

特例や免除・猶予制度

●申請先

- ▽年金事務所
- ▽市役所市民課国民年金係(本館1階・4番窓口)
- ▽大島行政センター元気な島づくり課市民サービス係

【学生の納付特例申請】

20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合は、申請すれば保険料の納付が猶予されます。

- ④代理の人が申請する場合は、運転免許証など代理

- ③印鑑(学生本人が申請する場合)
- ②学生であることを証明するもの(学生証の写しや在学証明書など)
- ①基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や保険料納付案内書など)

平成26年4月から平成27年3月分を申請する場合は、必要事項を記入し、郵送で提出を。

●持参品(要確認)

- ①基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や保険料納付案内書など)
- ②印鑑(本人が申請する場合)
- ③会社を辞めた場合は、離職年月日が確認できる公

【一般の免除・納付猶予申請】

学生でない人の免除・納付猶予申請の場合、平成25年7月以降に申請して承認されたのは、平成26年6月分までです。7月分以降の保険料の納付が困難な場合は、7月1日以降に再度申請を(継続申請が承認された人は除く)。

平成26年4月分申請の場合、平成25年7月以降に申請して承認されたのは、平成26年6月分までです。7月分以降の保険料の納付が困難な場合は、7月1日以降に再度申請を(継続申請が承認された人は除く)。

平成25年度に申請して特例が承認されたのは、平成26年3月分までです。

平成25年度に申請して特例が承認されたのは、平成26年3月分までです。

人の本人確認ができるもの。別住所の場合は委任状

*今年3月に卒業した人で、厚生年金・共済年金に加入せず保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度あり

市国民健康保険はり費及びきゅう費助成制度

- 対象 市国民健康保険被保険者
- 助成回数限度 1日1回、1カ月に10回
- 指定施術所 下表参照
- 助成金額 (各施術所での支払金額から差し引く金額)
- ▽1術(はり・きゅうのどちらか一方の施術) = 490円
- ▽2術(はり・きゅう両方の施術) = 700円
- 施術の範囲 神経痛、神経まひ、神経けいれん、リウマチ、関節痛、筋けいれん、腰筋ねんざ、中枢疾患後遺症
- *あんま、マッサージ、電気治療などは、助成の対象外
- 施術所への持参品 保険証、印鑑

市内の指定施術所	所在地	電話番号
こうの鍼灸院	自由ヶ丘 2-1-14	☎(35)0800
はぎお鍼灸院	土穴 1-3-29	☎(33)0015
ひらの整骨院	日の里 8-3-10	☎(37)1558
ルネサンス東郷治療院	東郷 4-1-21	☎(36)4319
健はり・きゅう・マッサージ療院	日の里 1-10-102-107	☎(37)2789
宗像中央鍼灸院	城西ヶ丘 4-1-3	☎(35)2113
潤明堂 宗像はりきゅう療養院	朝町 2119-5	☎(33)6672
徳鍼堂富地原治療院	富地原 1496-1	☎(32)7611
木寅治療院	三郎丸 2-1-15-2	☎(32)0911
(有)栄盛堂原町鍼灸マッサージ治療院	原町 200-60	☎(37)3622
玄海鍼灸院	池田 3116-114	☎(62)3986
コスモはりきゅう整骨院	三郎丸 2-1-21	☎(72)7480
中国鍼 仙祥院	富地原 1570-1	☎(32)8198
ひだまり鍼灸院	日の里 2-6-6	☎(37)0501
日吉丸はりきゅう院	大島 969	☎(72)2283
つるかめ鍼灸接骨院	葉山 2-5-16	☎(32)7852
さくら鍼灸整骨院	日の里 8-2-1	☎(39)3998
健鍼堂はり・きゅう治療院 *木曜日のみ営業	土穴 2-3-33	☎(32)6331

■問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

的機関の証明(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)④代理の人が申請する場合は、運転免許証など代理人の本人確認ができるもの。別住所の場合は委任状

*4月に法改正され、申請月の2年1カ月前分までの免除申請が可能となりました。詳細は、年金事務所にお問い合わせを



【申請期間と審査の対象となる人】

	学生納付特例申請	免除申請(学生でない人)	若年者納付猶予申請(学生でない人で30歳未満の人)
対象	学生本人のみ	本人、配偶者、世帯主	本人、配偶者
申請期間	申請月の2年1カ月前分まで申請可 *平成26年7月~同27年6月の免除申請、若年者納付猶予申請は7月1日(火)以降に受付開始		

【老齢基礎年金を受けるための「資格期間」とは】

- (1) 保険料を納めた期間
- (2) 全額免除を承認された期間
- (3) 若年者納付猶予を承認された期間
- (4) 学生納付特例を承認された期間
- (5) 4分の1免除の承認後、残りの4分の3の保険料を納めた期間
- (6) 2分の1免除の承認後、残りの2分の1の保険料を納めた期間
- (7) 4分の3免除の承認後、残りの4分の1の保険料を納めた期間

【「未納期間」とは】

(老齢基礎年金を受けるための資格期間に入りません)

- (1) 保険料を納めなかった期間
- (2) 4分の1、2分の1、4分の3免除を承認後、残りの保険料を納めなかった期間



医王院 宗像市認可霊園 宗像聖地霊園

当霊園は宗旨、宗派を一切問いません。自然に囲まれた閑静なやすらぎの聖地です。

●名称:医王院霊園(宗像聖地霊園) ●所在地:福岡県宗像市田島2211番地 ●区画面積:3.3㎡、2.35㎡、1.8㎡ ●交通:西鉄・宗像大社前/バス徒歩10分 ●経営許可番号:18宗環第86号

お申し込み お問い合わせ ☎0940-62-1566

墓地代 (永代使用料)
1区画
144,000円
188,000円
264,000円

